国都調第 17 号 平成 31 年 3 月 26 日

各都道府県知事殿

国土交通省都市局長

都市計画基礎調査実施要領の見直し等について

都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査については、「都市計画基礎調査実施要領」(平成25年6月28日付け国都調第14号国土交通省都市局長)により、調査項目や内容の目安を定めてきたところであるが、今般、都市計画基礎調査情報の利用・提供の観点も踏まえたデータ作成方法等に関し見直すとともに、個人情報保護等の観点も踏まえた利用・提供のガイドラインを策定したので、通知する。

なお、実施要領及びガイドラインは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 の規 定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各都道府県におかれては、今後の都市 計画基礎調査の実施にあたっての参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市区町村に対して、本要領等を周知願いたい。

また、実施要領及びガイドライン並びにこれらに関連する技術資料について、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。